



2022年12月12日

各位

会社名:フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
(コード:8462 東証スタンダード市場)
代表者名:代表取締役 金 武 偉
問合せ先:財務経理部長 西田 賢一郎
(TEL:075-257-2511)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催
並びに資本金の額の減少(減資)、定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日について

臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年12月31日(土)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2022年12月31日(土)
- (2) 公告日 2022年12月14日(水)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

<https://www.fvc.co.jp>

2. 臨時株主総会の開催日時及び付議議案について

- (1) 開催日時 2023年2月16日(木) 午前10時
- (2) 開催場所 2023年2月上旬送付予定の臨時株主総会招集ご通知をご確認ください。
- (3) 付議議案 第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 定款一部変更の件

3. 資本金の額の減少について

(1) 資本金の額の減少の目的

資本構成の振替を行うことにより、中長期的に安定した株主還元の実施及び税負担の軽減を図ることを目的として、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

なお、資本金の額の減少は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動はありません。また、本件による発行済株式総数に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や 1 株当たり純資産額に影響を与えることはありません。

(2) 資本金の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額

資本金の額 1,500,000,000 円のうち 1,400,000,000 円を減少し、減少後の資本金の額を 100,000,000 円といたします。

②資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 1,400,000,000 円の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の日程（予定）

取締役会決議日	2022 年 12 月 12 日（月）
臨時株主総会決議日	2023 年 2 月 16 日（木）
債権者異議申述公告日	2023 年 2 月 21 日（火）
債権者異議申述最終期日	2023 年 3 月 21 日（火）
効力発生日	2023 年 3 月 31 日（金）

(4) 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産合計額に変動は生じません。また、財務基盤の健全化と持続的な成長に向けた資金確保は、当社の中長期的な企業価値向上に資すると考えております。なお、上記内容につきましては、2023 年 2 月 16 日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

4. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次の通り定款を変更するものであります。

① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定

めることが義務付けられることから、変更案第 15 条（電子提供措置等）第 1 項を新設するものであります。

② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第 15 条（電子提供措置等）第 2 項を新設するものであります。

③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削 除)
<u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(電子提供措置等) <u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>
(新 設)	

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 : 2023 年 2 月 16 日 (予定)
 定款変更の効力発生日 : 2023 年 2 月 16 日 (予定)

以上